

那商委第11号 那珂市観光周遊促進コンテンツ創出支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

那商委第11号 那珂市観光周遊促進コンテンツ創出支援業務委託

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日（月）まで

3. 目的・概要

本市では、令和10年度供用開始予定の道の駅及び大規模リニューアルにより訴求力が高まった茨城県植物園等の観光拠点施設を起点として、本市の観光資源の魅力向上及び認知度の拡大を図るとともに、観光客の市内周遊を促進することにより、観光消費の拡大を目指している。

本業務は、地域への交流人口の増加及び需要拡大に資する観光コンテンツの整備に向け、必要な地域資源の発掘、地域事業者との連携、専門家の意見集約等を含む調査・設計を実施するものである。あわせて、調査・設計の結果を踏まえた観光コンテンツの試作開発、試行及び検証を行い、翌年度以降に予定する観光コンテンツの本格造成に向けた基盤を整備するものである。

4. 業務内容

(1) 全般について

本業務を実施するにあたり、以下の事項を踏まえ業務を遂行すること。

- ア. 受託者は、4（2）以降に記載の業務内容を一体的に企画し、実施すること。
- イ. 業務の詳細については那珂市と協議の上決定し、進捗状況を適宜報告すること。
- ウ. 事業の実施にあたっては、那珂市の観光産業全体の振興に資するよう、専門的かつ可能な限り公平な視点で実施すること。
- エ. 関係者との調整、許諾取得その他業務実施に必要な一切の調整を行うこと。
- オ. 観光コンテンツの企画・開発に係る一切の経費（機材費、通信費、ネットワーク利用料、撮影等の許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て委託料に含むこと。

(2) 調査・設計

本市の観光資源の魅力向上及び認知度の拡大を図り、観光客の市内周遊を促進するため、観光コンテンツ整備に向けた調査・設計を実施する。なお、各調査・設計の具体的な実施手法については、本市の観光振興の方針やこれまでの施策・取組を踏まえ、本業務の目的に即した効果的な内容を受託者が提案すること。

ア. 観光動向・ニーズ及び先行事例に関する一連の調査

新たな観光コンテンツの造成、観光周遊ルートの設定及び効果的な情報発信手法の検討に資するため、次に掲げる調査を実施し、本市観光の現状及び課題を整理・分析すること。

○ 観光動向及び観光資源の現況調査

本市における観光動向並びに既存観光資源の現状を把握し、それらの活用に当たっての課題を整理・分析すること。なお、調査に当たっては、地域団体、事業者その他関係主体の意見を把握し、その内容を踏まえること。

○ 観光コンテンツの開発等に資する先行事例調査

デジタル技術の活用を含む観光コンテンツ整備、観光周遊ルートの設定、情報発信手法等に関する先進的な事例を調査し、本市への導入可能性や活用の方向性を整理すること。

○ 観光に対する認知及びニーズに関するアンケート調査

市外からの誘客促進に向け、関東地方在住者を対象として、本市観光に対する認知度、来訪意向、観光ニーズ等を把握するためのアンケート調査等を実施すること。

イ. 設計・計画策定

前記調査結果を踏まえ、本市の自然、文化その他の地域資源を体系的に整理するとともに、デジタル技術の活用を含む観光コンテンツの造成、観光周遊ルートの設定及び情報発信等、地域連携による新たな観光誘客施策の展開に向けた設計を行うこと。

また、市が設置する観光分野及び文化財活用の専門家、地域団体、地元事業者等で構成する有識者会議における検討が円滑に行われるよう、必要な資料作成、論点整理その他会議運営に係る支援を行うこと。

設計内容は、翌年度以降に予定する観光コンテンツの本格造成に向けた観光コンテンツ造成計画として、基本方針、実施メニュー、推進体制、役割分担及びスケジュールを取りまとめること。

なお、当該計画においては、今年度中に試作・試行する観光コンテンツを位置付け、その検証結果を踏まえて必要な改善及び見直しを行う前提で整理すること。

(3) 観光コンテンツの企画・開発

翌年度以降に予定する観光コンテンツの本格造成に向け、4(2)イで取りまとめた観光コンテンツ造成計画に基づき、本市の自然や文化等の地域資源を活用した観光コンテンツの試作及び検証を行うこと。

ア. 観光コンテンツの試作開発

観光コンテンツ造成計画に位置付けた内容を踏まえ、本市の観光情報及び魅力発信の強化並びに観光体験の価値向上を図り、観光客の市内周遊を促進するため

の観光コンテンツの試作開発を行うこと。

イ. 試行及びレビュー収集

上記アにおいて試作した観光コンテンツについては、実際の一般ユーザーが体験又は利用できる形で試行を行い、満足度、改善要望、利用動向等に関するレビューを収集すること。なお、試行方法、対象者数、レビュー収集手法等については、検証効果が確保される内容を受託者が提案すること。

ウ. 評価及び反映

試行及びレビュー収集の結果については、有識者会議に報告し、専門的見地及び地域関係者の視点から評価・助言を得ること。受託者は、当該評価及び助言並びに一般ユーザーから収集したレビューを踏まえ、観光コンテンツの内容をブラッシュアップするとともに、必要に応じて4（2）イで取りまとめた観光コンテンツ造成計画の内容を見直し、その結果を成果品に反映すること。

5. 成果品の提出

(1) 内容

ア. 業務報告書

業務報告書には、調査・分析結果、観光コンテンツ造成計画、試作・試行の実施内容、一般ユーザーから収集したレビュー結果、有識者会議における意見及び評価内容、これらを踏まえた観光コンテンツ及び観光コンテンツ造成計画への反映内容その他本業務の実施結果を含むこと。

イ. 観光コンテンツ試作物一式

撮影データ、映像データ、関連データ及び一覧リスト等を含むこと。

ウ. その他

提案内容に基づき作成した成果物

(2) 形式

ア. 成果品については、A4判を基本とした紙媒体各1部及び電子データを提出すること。

イ. 電子データは、Microsoft Office で編集可能な形式又は PDF 形式のほか、市が指定する記録媒体に保存して提出すること。

(3) 納期

令和9年3月15日（月）

6. 著作権等

(1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務の受託以前に受託者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第12条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を譲渡するものとする。また、前項の著作権移転の対価は委託料に含まれるものとする。なお、委託者は、受

託者の承諾なしに成果物を自由に複製、改変することができ、第三者に対し利用許諾することができる。

- (2) 受託者は、委託者及び第三者に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、委託者と協議すること。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

7. 守秘義務

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

8. その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (2) 仕様変更等については、受託事業者と委託者との協議により取り扱うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えた場合、受託業者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、委託者と協議すること。
- (6) 業務実施報告書の作成にあたっては、委託者の指示に従いこれを行うこと。